

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

平成29年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課管理、収納管理、給付管理に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。</p> <p>①被保険者の資格に関する届出受付、管理等 ②国民健康保険税の賦課及び調査 ③国民健康保険税の収納、還付充当を行う収納管理事務 ④督促状等送付や滞納整理を行う滞納整理事務 ⑤納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理事務 ⑥納税証明発行事務 ⑦医療給付に関する届け出受付、管理、所得区分等の確認、給付 ⑧特定検診、保健指導の受診対象者への通知及び実施状況と結果の管理</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、宛名システム、国保総合(国保集約)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第16項、第30項、平成26年内閣府・総務省令第5号第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号および別表第二 【情報提供】・1項および12項 ・情報提供者が市町村長となっている地方税関係情報の各項 ・情報提供者が医療保険者となる医療保険給付関係情報の各項 ・その他給付の支給に関する情報の各項 【情報照会】27、42、43、44、45項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部市民課・税務課
②所属長	市民課長 天野 淳・税務課長 横瀬 政弘
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市民生活部市民課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8037 市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8016
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民生活部市民課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8037 市民生活部税務課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8016
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

